

五霞町公告第4号

五霞町地域計画の策定について

地域農業経営基盤強化促進計画の案について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定により公告し、下記の通り縦覧に供する。

なお、当町の住民は、当該地域計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに町に意見書を提出することができる。

令和7年3月13日

五霞町長 知久清志



1 地域農業経営基盤強化促進計画の案及び目標地区の案の縦覧期間

自 令和7年3月13日

至 令和7年3月27日

2 地域農業経営基盤強化促進計画の案及び目標地区の案の縦覧場所

五霞町大字小福田 1162 番地 1 五霞町役場 産業課内

※産業課での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁時間に限る。ただし、開庁時間の正午から13時は除く。

3 意見書の提出について

(1) 提出先

五霞町産業課

(2) 提出方法

「地域農業経営基盤強化促進計画案についての意見書」に記入の上、郵送、持参またはメールによることとし、電話での意見は受けられない。

(3) 提出期限

縦覧期間満了の日までとする。ただし、郵送の場合は当日必着のものとする。

(4) 提出にあたっての注意事項

地域農業経営基盤強化促進計画の案に対する意見以外は提出できない。

(5) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、地域農業経営基盤強化促進計画を公告する際、個人が特定され、個人情報や財産等を害する恐れがある場合は、公表を控える